

旭川市多様な働き方アドバイザー事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市多様な働き方アドバイザー事業（以下「アドバイザー事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 従業員の仕事と生活の両立支援や、誰もが働きやすく活躍できる職場環境づくりに取り組む事業者の自主的取り組みを支援し、効果的な対策を実践できるよう、多様な働き方に関する専門的知識を有するアドバイザーを設置する。

(アドバイザー)

第3条 市長は、社会保険労務士や中小企業診断士、その他、仕事と生活の両立支援や、誰もが働きやすい職場環境づくりについて理解が深いと認めた者をアドバイザーとして選任する。

2 市長は、アドバイザーの選任をしたときは、旭川市多様な働き方アドバイザー選任通知書（様式第1号）により選任者に通知する。

3 市長は、アドバイザーを旭川市多様な働き方推進事業者表彰選考委員会委員に選任することができる。

(アドバイザーの業務)

第4条 市が事業者を対象として開催する「多様な働き方セミナー」の講師など、専門的な立場からの課題分析、助言、提言、情報提供、講演を行う。

2 市が行うセミナー等におけるアドバイザーの報酬額は、1回当たり30,000円とする。

3 セミナー等の開催時間は3時間以内とする。ただし、移動時間は含まない。

(秘密保持)

第5条 アドバイザーは、職務上知り得た情報について本事業の目的以外に使用してはならず、他に漏らしてはならない。アドバイザーの職を退いた後も同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年2月18日決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

なお、同日付けで旭川市多様な働き方アドバイザー派遣実施要綱を廃止する。